

南あわじ市 農業委員会だよい



～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる「かけ橋」～

第8号

平成22年10月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

〒656-0492

南あわじ市市福永358番地1

TEL(0799)43-5029 FAX(0799)43-5126

H22.8 農地パトロール



農地の適正な利用は、 農地の所有者・利用者の責務です。

地域農業の発展をめざして



南あわじ市農業委員会
会長 長尾 文善

皆様方には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。常日頃は農業委員会の業務について、格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年十一月十五日から農地法の一部改正法が施行され、農業委員会の業務と役割が増大すると共に、農地対策や担い手対策への農業委員会組織の活動に対する期待がより一層高まっています。

今回の改正（農地を守る・農地を確保する・農地を最大限利用する）によつて農業委員会の役割と責任はより重くなり、法令遵守と透明性の確保による法令業務の適正執行はもとより、地域農業の振興にむけた一層の取り組強化を図つていかなければならぬと考えています。大切なことは、農業者が誇りと意欲を持つて農業に取り組む環境を作るこことであり、その実現に全力を挙げる所存でありますので、皆様方のご支援、ご協力をお願ひ申し上げます。

農地の効率的な利用は、所有者・利用者の責務です。

農地法が改正され、「農地について（中略）権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない」と、権利者の責務が定められました。

遊休農地にしないで！



周辺の方で規模拡大に積極的な方はいませんか？まず、地区・農地周辺の農家の方へ声をかけていただき、農地を借りて耕作する方がいることを確認ください。

一般の企業も農地を借りられます。

これまでには、「農業生産法人」でなければ、農地を借りることはできませんでしたが、法律の改正により、一般の法人（例えば、青果業や土建業など）も農地を借りることができます。（この場合も「利用権の設定」で貸し借りを行うことができます。）

ことがあります。
農地は、農業活動で収入を得ること、また、安定した農業活動の要請から、農地を借りている人に権利が認められるので、このようなことも言わかれます。

また、一定の条件・審査があります。
農地は、農業活動で収入を得ること、また、安定した農業活動の要請から、農地を借りている人に権利が認められるので、このようなことも言わかれます。

もしも「遊休農地」になってしまったら。

「耕作に供されておらず、引き続き供さないと見込まれる農地」「周辺（同一条件の農地）に比べて著しく劣つていいる農地」については、農業委員会から、指導・勧告がされることになります。

また、貸し借りの契約締結行為は、市が農業者の意向を取りまとめた「農地利用集積計画」を作成・公告すること

周囲に借り手・貸し手がないとき

これまでには、「農業生産法人」でなければ、農地を借りることはできませんでしたが、法律の改正により、一般の法人（例えば、青果業や土建業など）も農地を借りることができます。（この場合も「利用権の設定」で貸し借りを行うことができます。）

農業委員会にご相談ください。委員会では、農地バンク（貸したい農地の台帳・借りたい農家の一覧）を作成して、農地の貸し借りの中継ぎを行っています。新たに農業に参入したい人も一度ご相談ください。



違反転用には罰則があります。

使わなくなつた農地を資材置き場にしたり、駐車場にしたりしていませんか？農地を農地以外のものにする場合、県知事の許可又は農業委員会への届出が必要です。

無許可で転用すると、三年以下の懲役、または3百万円以下罰金（法人の場合は一億円以下の罰金）が科せられる場合があります。

なお、100m²未満の玉葱小屋では、届出も不要としていますが、一般倉庫や車庫として利用し始めると、その時点で転用になります。ご注意ください。

全国農業新聞の購読を！

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会の系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙です。経営とくらしに役立つ情報満載。ぜひ購読を！

購読料

1ヶ月600円

（送料、税込み）

お申し込みは地元農業委員もしくは農業委員会事務局まで。

よりよい農業経営のために

認定農業者になります

農地を借りて積極的に農業に取り組む方は、認定農業者になります。農業資金の融資や、農業振興事業で、一定の優遇措置が受けられる場合があります。

農地法が改正され、「農地について（中略）権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない」と、権利者の責務が定められました。

農地は、農業活動で収入を得ること、また、安定した農業活動の要請から、農地を借りている人に権利が認められるので、このようなことも言わかれます。

また、一定の条件・審査があります。
農地は、農業活動で収入を得ること、また、安定した農業活動の要請から、農地を借りている人に権利が認められるので、このようなことも言わかれます。

農地は、農業活動で収入を得ること、また、安定した農業活動の要請から、農地を借りている人に権利が認められるので、このようなことも言わかれます。

活動報告

平成21年9月～平成22年9月

利用状況全体調査 実施中

これまで、農振農用地区域内の農地のみだった不耕作の状況調査が、農地法の改正に伴い、市内すべての農地の調査になりました。調査は十月頃まで続きますので、皆様のご協力を願っています。

また、不耕作の疑いがある農地については、所有者・関係者に問い合わせをさせていただく場合があります。農地の有効利用のための農業委員会の活動にご協力いただきましようお願いします。



各自治体から視察受入

南あわじ市農業委員会では、全国各地からの視察を受け入れています。昨年は、高知市と和歌山県からの視察があり、高知市の視察では農業の現状

と農業委員会のあり方について、和歌山県視察では農業者年金の普及について、それぞれ意見を交換しました。

各種研修会を実施

法律・制度改正、農業の現状などにつき、適切な判断ができるよう、農業委員の研修会を実施しています。



前農業委員会会長 兵庫県自治賞を受賞

一月十五日に開催された、淡路農林水産祭で、中田伸一前農業委員会会長が、兵庫県自治賞を受賞しました。



認定農業者と意見交換

9月6日、認定農業者との意見交換を行い、農家の現状と問題について再確認しました。



農業所得

の向上や、有害鳥獣・遊休農地対策、援農対策について多くの意見要望が出されました。

主な活動

二十二年

九月 遊休農地全体調査
視察受入

（高知市春野地区）
総会（九月二十四日）

研修会
（安定期格補償）
先進地研修

十一月 視察受入（高知市）
（岡山市農業委員会）
研修会（淡路地区）
総会（十一月二〇日）

十二月 総会（十二月二二日）
一月 地区別交流研修会
・総会（二月二〇日）
二月 総会（二月二三日）
・視察受入
（和歌山県伊都支部）
・総会（三月二三日）
・研修会（戸別補償）
・農政議員連盟との懇談会

九月 研修会（担い手育成）
農地バトロール
意見交換会

九月 総会（九月二二日）
利用状況全体調査
実施中

農業関係の各種会合や、協議会への参加、陳情活動等は記載を省略しています。

日常業務

農地相談・農地監視
・農地の仲介・斡旋
・総会案件（貸借・売買・転用等）の確認（書類及び現場確認）
農業者年金、農業新聞の推進など

申請書等審議日程

毎月次の日程により申請書等の受付、審議、許可等を行っています。
申請についてのご相談はお早めにお願いします。

○申請書等受付締切
（閉序日の場合は前日）

毎月20日頃

説明会

しっかり積み立て、がっちりサポート
安心で豊かな老後を

農業者年金



農業者年金は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上、農業の担い手育成を目的とする政策年金です。メリットがたくさんある農業者年金に加入して安心で豊かな老後を迎えましょう。

■ 農業者の方なら
広く加入できます。

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

■ 少子高齢化時代に
強い年金です。

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度です。保険料など資産運用は、農業者年金基金が一元的に行っており、国内債券を中心に安全かつ効率的な運用を行っています。

■ 終身年金で
80歳までの保証つきです。

年金は終身受給できます。加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支給されます。

※詳しい内容や加入手続きは、
南あわじ市農業委員会(電話0799-43-5029)にお問合せください。

■ 公的年金ならではの税制上の
優遇措置があります。

保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。

■ 農業の担い手には、
手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。

認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対し、保険料(月額2万円)の2割、3割又は5割の政策支援(保険料の国庫助成)があります。



■ 保険料の額は
自分で決められます。

政策支援を受けない場合、保険料を月額最低2万円から最高6万7千円まで千円単位で加入者自身が選択できます。また、減額・増額は任意です。



農業者年金説明会の様子